

第 13 回高知国際版画トリエンナーレ展実行委員会負担金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号）第 24 条の規定に基づき、第 13 回高知国際版画トリエンナーレ展実行委員会負担金（以下「負担金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（負担目的及び負担対象事業）

第 2 条 県は、土佐和紙の産地において国際的な版画展を開催することにより、和紙文化及び版画文化の更なる発展を願い、世界に向けて情報発信を行うことを目的とした「第 13 回高知国際版画トリエンナーレ展」を開催するため、土佐和紙国際化実行委員会（以下「負担事業者」という。）が行う事業の実施運営に要する経費に対して予算の範囲内で負担金を交付する。

（負担率）

第 3 条 前条に規定する負担対象事業（以下「負担事業」という。）の負担率については、定額とする。

（負担金の交付の申請）

第 4 条 負担事業者は、負担金の交付を受けようとするときは、別記第 1 号様式による負担金交付申請書を知事に提出しなければならない。

（負担金の交付の決定）

第 5 条 知事は、前条の規定により負担金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、負担金を交付することが適当であると認めた場合は、負担金の交付額を決定し、別記第 2 号様式により当該負担事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- （1）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- （3）その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- （4）暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- （5）暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- （6）暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- （7）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- （8）業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- （9）その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- （10）その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（負担の条件）

第6条 負担金の交付の目的を達成するため、負担事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）負担事業の内容を変更する場合は、事前に別記第3号様式により知事の承認を受けなければならないこと。ただし、負担目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業の低下をもたらさない事業計画の細部の変更については、この限りでない。
- （2）負担事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- （3）負担事業が予定の期間に完了しない場合又は負担事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- （4）負担金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を負担事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- （5）負担事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、負担金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- （6）負担事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- （7）前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- （8）負担事業の実施に当たっては、前5条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （9）負担事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（概算払）

第7条 負担事業者は、負担金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 負担事業者は、負担事業が完了したときは、負担事業の完了の日若しくは負担事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による負担金事業実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

（遂行状況の報告等）

第9条 知事は、必要があると認める場合は、負担事業者に対し、負担事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（負担金の交付の決定の取消し）

第10条 知事は、負担事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、額の確定の有無にかかわらず、負担金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に負担金が交付されているときは、返還を命ずるものとする。

- （1）負担金を他の用途に使用し、又は負担金の交付の内容、条件その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 負担事業者が第5条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

(グリーン購入)

第11条 負担事業者は、負担事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第12条 負担事業又は負担事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(県内発注)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和8年8月6日から施行する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された負担金については、第6条第4号から第7号まで、第10条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。